

# 香芝市立学校施設使用における空調設備運用指針（初版）



香芝市教育委員会事務局教育部教育総務課

令和8年4月

## 1 はじめに

近年の記録的な猛暑による熱中症など、夏場の健康被害が全国的に広がっていることや、災害時における学校施設の避難所としての整備が必要であることから、香芝市においても子どもの健康と安全を守るとともに、快適な教育環境を整え、子どもの学習意欲を更に高めることを目的として、令和元年度から市内の小学校及び中学校に空調設備の導入を行い、令和7年度からは避難所の機能の整備も併せて、屋内運動場（体育館）及び武道場にも順次導入しています。

このことに伴い、本市教育委員会では空調設備について、「香芝市立学校施設使用条例（平成21年条例第19号）」及び「香芝市立学校施設使用条例施行規則（平成21年教育委員会規則第10号）」に基づき、適切かつ効率的な運用が図られるよう、この運用指針を作成しました。

## 2 対象となる空調設備

香芝市立小学校、中学校の体育館及び武道場

学校名	施設名
香芝市立香芝中学校	体育館
	武道場（床）
	武道場（畳）
香芝市立香芝西中学校	体育館
	武道場
香芝市立香芝東中学校	体育館
	武道場
香芝市立香芝北中学校	体育館
	武道場

## 3 使用料金について

区分	対象施設	単位	使用料（円）
空調設備	体育館	1時間	800
	武道場	1時間	200

※ 使用時間については、1時間未満の端数のある時間は、当該端数の時間を1時間として算定します。（例 1.5時間→2時間）

※ 既納の空調設備使用料の還付は行いませんので御注意ください。

## 4 利用方法について

### (1) 学校施設と空調設備の使用許可申請を同時に行う場合

ア 「香芝市立学校施設使用許可申請書」の附属設備欄に「空調設備 使用時間〇〇」と記入し、併せて使用時間も記入する。

イ 必要事項を記載した「香芝市立学校施設使用許可申請書」及び「学校施設使用カレンダー」を使用する学校に持参し、学校長から確認印をもらう。

ウ 市役所4階教育総務課に「香芝市立学校施設使用許可申請書」及び「学校施設使用カレンダー」を提出し、併せて使用料を支払う。

エ 使用料の納付後、窓口にて磁気カードを受取る。

※ 学校行事等で使用できない日があります。あらかじめ御了承ください。

(2) 追加で空調設備の使用許可申請のみを行う場合

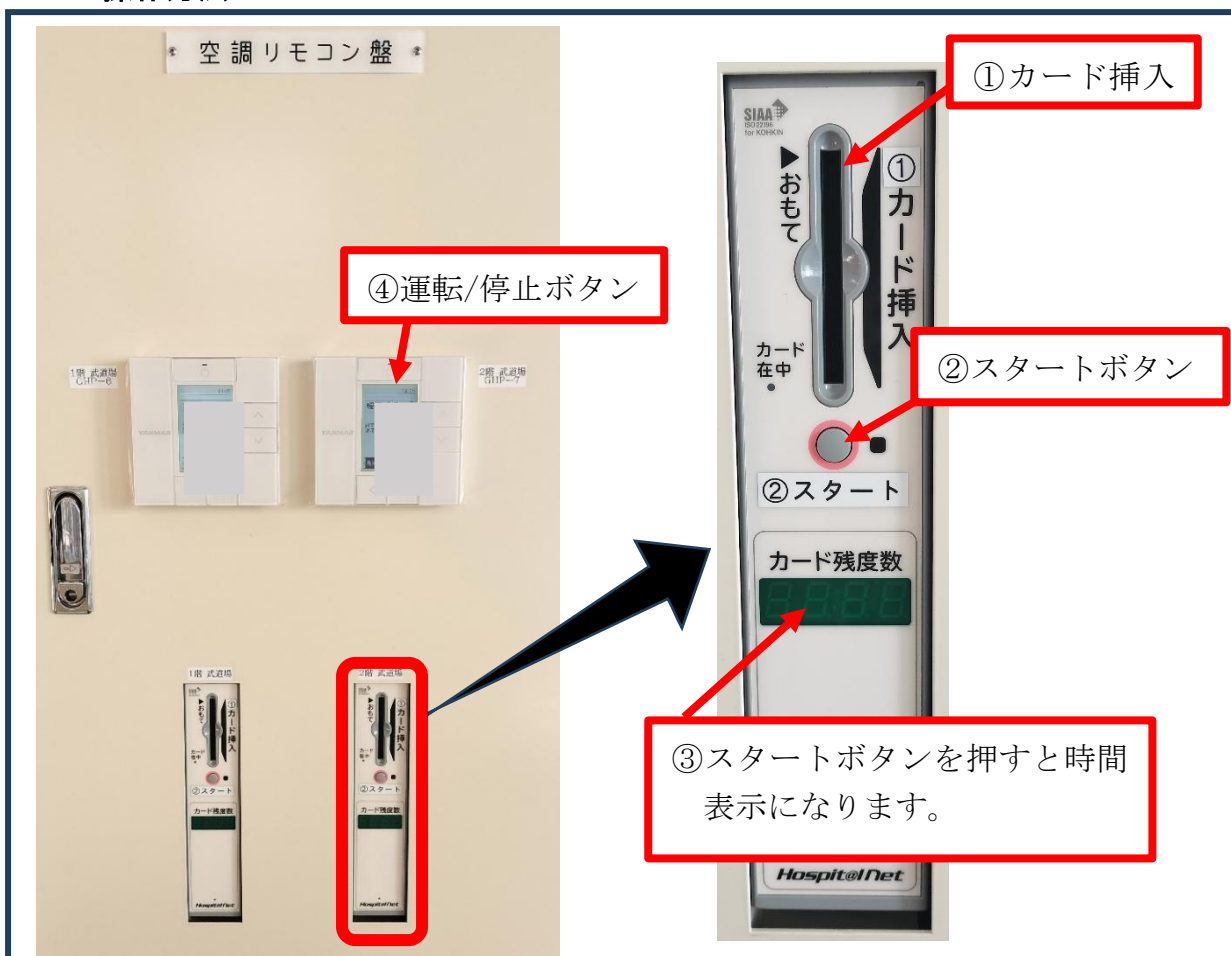
ア 「香芝市立学校施設使用変更許可申請書」の変更事項欄に空調設備及び使用時間を記載する。

イ 必要事項を記載した「香芝市立学校施設使用変更許可申請書」を市役所4階教育総務課に提出し、併せて使用料を支払う。

ウ 使用料の納付後、窓口にて磁気カードを受取る。

※ 申請された時間分の使用料の納付後、磁気カードを窓口にてお渡しします。

## 5 操作方法について

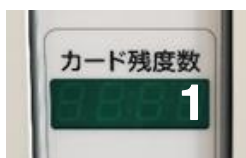


### (1)操作の流れ

ア ①に磁気カードの向きを確認の上、挿入してください。

イ ③に磁気カードの残度数が表示されます。

例) カード残度数 1 → 1 時間



ウ ②を押すと、磁気カードが排出され、度数分の使用が可能になります。

エ 磁気カード排出後、④を押すと空調設備が稼働します。  
(画面表示が残時間の表示になります。)

## (2)操作上の注意事項

- ア スタートボタンを時点で空調の利用が開始されます。入れ間違い等に御注意ください。
- イ 一度に2時間以上ご使用いただく場合、新たな1時間カードを入れるか又はカードに残度数があれば、(1)操作の流れア～ウを再度行っていただくことで、使用時間が加算されます。
- ウ 1時間ごとの使用になります。1時間未満の端数については使用済み扱いとなり、残数を再度使用することはできません。
- エ カードの残度数を確認する場合は、挿入口に磁気カードを入れ、スタートボタンを押さず、表示される度数を確認してください。5秒ほどすると磁気カードが排出されます。

## 6 注意事項

- (1) 夏期における冷房の設定温度は28度、冬期における暖房の設定温度は20度を基本とします。
- (2) 体育館及び武道場の環境保持のため、適宜扉や窓を開け、十分な換気に努めてください。
- (3) 使用中に発生した事故や空調設備の破損については、学校教育活動に支障が生じますので、学校及び教育総務課に速やかに報告するとともに、指示を仰ぎ対応してください。なお、施設又は設備の不備によるものを除き、原則使用者の責任になります。使用中に破損又は故障させた場合は、過失であっても利用団体に原状回復（弁償）していただきます。
- (4) この運用指針については、各小学校及び中学校における利用状況などを踏まえた上で、適宜見直しを行うものとします。
- (5) 上記の事項が守られない場合は、空調設備の使用を制限することがあります。

香芝市教育委員会  
教育部教育総務課  
令和8年 4月 1日発行（初版）